２０２５年度（令和７年度）　公益財団法人日本バレーボール協会公認

ソフトバレーボール・アクティブリーダー更新・資格移行研修会（静岡県）開催要項

１　目　　　的　　　ソフトバレーボールの指導者養成の一環として、公益財団法人日本バレーボール協会が認定しているソフトバレーボール・アクティブリーダーの資格取得者（以下「アクティブリーダー」という。）に対し、ソフトバレーボールに関する最新の情報や技術等の研修機会を提供することによりアクティブリーダーの資質向上を図る。

２　主　　　催　　公益財団法人日本バレーボール協会　　日本ソフトバレーボール連盟

　　　　　　　一般社団法人静岡県バレーボール協会　静岡県ソフトバレーボール連盟

３　期　　　日　　２０２５年　７月２７日　（日）　　受付　８：３０　　研修　９：００～１７：００

４　開催場所　　静岡産業大学　藤枝キャンパス

〒４２６－８６６８ 静岡県藤枝市駿河台４丁目１−１　電話 ０５４－６４５－０１９１

５　参加対象者
本研修会の申し込みまでにJVA個人登録システム（JVAMRS）への今年度の登録（資格登録）が完了している者で、次の(1)または(2)に該当する者

1. 公益財団法人日本バレーボール協会認定のアクティブリーダー資格取得者
2. 公益財団法人日本バレーボール協会認定のリーダー資格取得者で、アクティブリーダー資格に移行を希望する者

６　研修内容

1. ９：００～　９：２０　　開講式
2. ９：２０～　９：５０　　「 アクティブリーダーとは 」　（30分）
3. ９：５０～１０：５０　　大会運営法 　（60分）
4. １０：５０～１２：２０　　競技規則と審判法　　（90分）

＝＝１２：２０～１３：１０　　昼休み＝＝

1. １３：１０～１３：３０　　ソフトバレーのウォーミングアップ（実技）　　（20分）
2. １３：３０～１５：１０　　審判法（実技）　　（100分）
3. １５：１０～１６：１０　　グループディスカッション　　（60分）
4. １６：１０～１６：２０　　質疑応答　　（10分）
5. １６：２０～１６：４０　　閉講式　認定証・終了証授与

７　講　　 師

公益財団法人日本バレーボール協会公認講師

公益財団法人日本バレーボール協会公認ソフトバレーボール・マスターリーダー

８　修了資格等

1. アクティブリーダー資格取得者が本研修会を受講し修了すると、公益財団法人日本バレーボール協会より交付する「修了証」を授与する。
2. リーダー資格取得者が本研修会を受講し修了すると、公益財団法人日本バレーボール協会より交付するアクティブリーダー「認定証」及び「修了証」を授与する。
3. アクティブリーダー資格取得時に付与された認定番号は、アクティブリーダー資格保有期間中継続する。

９　資格の有効期間と更新方法

1. アクティブリーダーとして新規に認定された場合の資格有効期間は、認定日から４年後の認定日が属する年度の末日（3月31日）までとする。
2. (1)の資格有効期間内に本研修会を受講し修了することで資格の更新とする。この場合の資格有効期間は(1)に続く４年間とする。
3. アクティブリーダーは最新の情報や技術等を身に付けているという趣旨から、資格有効期間の後半に本研修会を受講することが望ましい。

10　受 講 料　　２，０００円　（当日受付で徴収）　内訳は、2025年度版ルールブック代、会場借用料 等

11　申込方法　　添付参加申込書に必要事項を記入し、下記宛て郵送すること。

 静岡県ソフトバレーボール連盟　事務局長

〒４３５－００４８　浜松市中央区上西町９－１５　　内山　明　宛

12　申込期限　　２０２４年　６月　２６日（木）　　必着

13　持 ち 物　　笛（長・単各1）、リーダー資格ワッペン、筆記用具、バレーボールができる服装、
バレーシューズ、熱中症予防のための飲み物、昼食 等

※ソフトバレーボールハンドブック、競技運営の手引きを持っている方は持参してください。

14　問合せ先　　静岡県ソフトバレーボール連盟　指導普及委員長　池田喜彦

携帯電話　０９０－１０９６－９１９１

15　そ の 他

1. ２０２１年に菊川市立内田小学校で受講された方は、本年度末（２０２５年度末）が資格有効期限となります。本年度が受講期限となりますので必ず受講してくださいますようお願い致します。
＜過去の開催地と資格有効期限＞
■2021年度　：菊川市立内田小学校　　 資格有効期限：2025年度末
■2022年度　：このはなアリーナ（サブアリーナ） 資格有効期限：2026年度末
2. 発熱や咳等の症状などがあるなど、体調が悪い場合は無理せず参加を見合わせること。
3. 感染症および自然災害等の影響により、やむを得ず当研修会を中止にする場合がある。
4. 本人の責任において、スポーツ傷害保険等に加入しておくことが望ましい。